

# 品川区教育委員会会議記録

平成 27 年 第 10 回 臨時会

場 所 教育委員室  
期 日 平成 27 年 10 月 8 日  
開 会 午後 3 時 30 分  
閉 会 午後 4 時 59 分

出席委員	委員 長 委員長職務代理者 委 員 委 員 教 育 長	菅谷 正美 鈴木 敏夫 市川 信之助 波多野 美佳 中島 豊
欠席委員		

出席職員	教 育 次 長 庶 務 課 長 学 務 課 長 指 導 課 長 教育総合支援センター長 品川図書館長 スポーツ推進課長 保 育 課 長	本城 善之 品川 義輝 野呂 瀬久 渋谷 正宏 村尾 勝利 木村 浩一 池田 剛 竹田 昌弘
------	--	---

<p>議事運営 および 委員長、教育 長報告事項等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>署名委員に市川委員、波多野委員を指名。</li> <li>日程第2 報告事項1「都費教職員の任免等に関する内申について（勸奨退職）」、日程第2 報告事項2「都費教職員の任免等に関する内申について（在籍専従）」、日程第2 報告事項3「都費教職員の任免等に関する内申について（休職）」は品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき非公開の会議とする。</li> </ul>
---	--

<p>件名</p>	<p>日程第1 第67号議案 品川区立学校設置条例の一部を改正する条例の立案請求について</p>
<p>担当課説明等</p>	<p>(学務課長) 資料に基づき説明</p>
<p>委員質疑要旨</p>	<p>(委員E) 義務教育学校の設置について、各学校に説明を行っているのか。</p> <p>(委員D) 義務教育学校の設置について、区民も関心があると思うが、どのように周知するのか。</p> <p>(委員A) 義務教育学校が法制化された際、小中一貫教育推進委員会の中での区としての基本的な方針について議論され、結論を出しているが、今回の改正は、その方針に変わりがないものと考えて良いか。</p>
<p>事務局説明</p>	<p>(庶務課長) 義務教育学校を設置することについては、施設一体型小中一貫校6校と13地区の連合町会長に説明を行った。施設一体型小中一貫校6校を除いた学校には、今後、校長会等で説明を行っていく予定である。 区民への周知については、学校を通して保護者へ説明を行っていく予定である。また、必要に応じてホームページ等での周知についても検討している。</p> <p>(指導課長) 義務教育学校の法制化に伴う区としての方針については、第1回小中一貫教育推進委員会で議論したが、今回の改正では、その方針に方向性の違いはない。議論を行った時点では、法改正前であったため、国がどのような制度設計をするか不透明であった。しかし、法改正後、制度が明らかになったことで、小中一貫教育推進委員会で示した方針に変わりがなく、区としても安心して義務教育学校の設置を進めていくことができるようになったと考えている。</p>
<p>委員意見要旨</p>	<p>特になし</p>
<p>議事結果</p>	<p>原案可決</p>

件名	<p>日程第1 第68号議案</p> <p>品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について</p>
担当課説明等	<p>(学務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料に基づき説明</li> </ul>
委員質疑要旨	<p>(委員D)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校に勤務する学校医等は、非常勤職員なのか。また、公務災害が生じた際に、公的年金から補償されるのか。</li> </ul>
事務局説明	<p>(学務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校に勤務する学校医等は、本業は開業医や薬局に勤める薬剤師等であり、学校には非常勤職員として勤めている。公務災害が生じた際に補償されるのは、本条例による災害補償給付のみの場合と、障害厚生年金などの公的年金および本条例による災害補償給付の両方から支給される場合がある。今回の改正については、公的年金と本条例による災害補償給付が両方支給される場合は、災害補償給付で支払われる額を一定割合減らすという支給調整の仕組みが定められているため、条文の文言整理を行っているものである。</li> </ul>
委員意見要旨	特になし
議事結果	原案可決

件名	日程第1 第69号議案 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について
担当課説明等	(指導課長) ・ 資料に基づき説明
委員質疑要旨	特になし
事務局説明	特になし
委員意見要旨	特になし
議事結果	原案可決

件名	日程第1 第70号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について
担当課説明等	(指導課長) ・ 資料に基づき説明
委員質疑要旨	特になし
事務局説明	特になし
委員意見要旨	特になし
議事結果	原案可決

件名	日程第1 第71号議案 学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について
担当課説明等	(指導課長) ・ 資料に基づき説明
委員質疑要旨	特になし
事務局説明	特になし
委員意見要旨	特になし
議事結果	原案可決

件名	日程第1 第72号議案 学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について
担当課説明等	(指導課長) ・ 資料に基づき説明
委員質疑要旨	特になし
事務局説明	特になし
委員意見要旨	特になし
議事結果	原案可決

件名	日程第1 第73号議案 品川区立学校施設使用条例の一部を改正する条例の立案請求について
担当課説明等	(スポーツ推進課長) ・ 資料に基づき説明
委員質疑要旨	(委員B) ・ 屋内運動場および校庭の貸し出しは、条例に記載のある日野学園と品川学園の2校のみで行っているのか。
事務局説明	(スポーツ推進課長) ・ 屋内運動場と校庭の貸し出しについては、日野学園と品川学園以外の学校でも行っている。品川区立学校施設使用条例には、貸し出す屋内運動場や校庭の1面あたりの使用料が規定されている。多くの学校は、屋内運動場や校庭の全面を1面として貸し出しを行っているが、日野学園の屋内運動場と品川学園の校庭は規模が大きいため、全面を分割してそれぞれ3面と4面で貸し出しを行っている。そのため、品川区立学校施設使用条例の備考欄にその記載がされており、改正を行うものである。
委員意見要旨	特になし
議事結果	原案可決



件名	<p>日程第1 第74号議案</p> <p>品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例の立案請求について</p>
担当課説明等	<p>(学務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育課長より説明する</li> </ul> <p>(保育課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料に基づき説明</li> </ul>
委員質疑要旨	<p>(委員D)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育料について、今回の改正で新たに減額区分が追加されたが、具体的な内容は何か。</li> </ul> <p>(委員C)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育料について、生活保護世帯の免除は今後も続くということで良いか。</li> </ul>
事務局説明	<p>(保育課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育料の減額については、2人目の子どもは規定された保育料の半額を減額し、3人目以降の子どもは全額を免除するという内容である。また、保育料を減額・免除する条件としては、今までは1人目の子どもが在園し、2人目以降の子どもが入園した場合に保育料を免除していたが、今後は、1人目の子どもが小学3年生までの間に2人目以降の子どもが入園すれば保育料を減額・免除していくよう条件を緩和している。</li> <li>・ 生活保護世帯の保育料については、今後も変更なく免除していく。</li> </ul>
委員意見要旨	特になし
議事結果	原案可決

<p>件名</p>	<p>日程第1 第75号議案 品川区いじめ防止対策推進条例の立案請求について</p>
<p>担当課説明等</p>	<p>(教育総合支援センター長) ・ 統括指導主事より説明する  (統括指導主事) ・ 資料に基づき説明</p>
<p>委員質疑要旨</p>	<p>(委員C) ・ 本条例で、重大事態が発生した際、学校支援チームが調査する問題と品川区いじめ問題調査委員会が調査する問題では違いがあるのか。 ・ 品川区教育委員会いじめ対策委員会と品川区いじめ問題調査委員会の委員を併任することについて記載はないが、可能なのか。  (委員A) ・ 本条例第17条について、ネットいじめに対して「必要な教育を行う」という記載があり、具体的な方法については記載されていないが、多くの課題に柔軟に対処していくという考え方で良いか。</p>
<p>事務局説明</p>	<p>(統括指導主事) ・ 重大事態が発生した際に調査する内容について、学校支援チームと品川区いじめ問題調査委員会では違いはなく、連携していくものである。学校支援チームは、いじめをはじめとする様々な課題の早期解決を図るため、常設されている組織である。 ・ 品川区教育委員会いじめ対策委員会と品川区いじめ問題調査委員会の委員併任の可否については、現段階の条文案として記載はない。品川区いじめ問題調査委員会は区長の附属機関として設置されるため、区長の判断により決定していく。 ・ 本条例第17条については、教育委員会事務局としてもネットいじめに対して、時代と共に様々な課題が出てくることを理解し対処していく必要があると認識している。今後、いじめ対策に関する具体的な基本方針を策定し、各学校に指導していく予定である。また、新たな課題等にも対処できるよう、基本方針の見直しを行っていく予定である。</p>
<p>委員意見要旨</p>	<p>(委員D) ・ 本条例第19条に記載のある調査を行う際は、児童・生徒が質問票に回答することも考えられるため、負担にならないよう対策を考えておく必要がある。</p>
<p>議事結果</p>	<p>原案可決</p>

件名	<p>日程第1 第76号議案</p> <p>品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について</p>
担当課説明等	<p>(教育総合支援センター長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料に基づき説明</li> </ul>
委員質疑要旨	<p>(委員C)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正案に記載のある報酬額は、調査委員会一回あたりに支払われる額という認識で良いか。</li> </ul>
事務局説明	<p>(教育総合支援センター長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正案に記載のある報酬額は、日額であり、委員として勤務した日数に応じて支給する。</li> </ul>
委員意見要旨	特になし
議事結果	原案可決

件名	日程第2 報告事項1 都費教職員の任免等に関する内申について（勸奨退職）
担当課説明等	
委員質疑要旨	
事務局説明	
委員意見要旨	
議事結果	品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき非公開の会議とする。

件名	日程第2 報告事項2 都費教職員の任免等に関する内申について（在籍専従）
担当課説明等	
委員質疑要旨	
事務局説明	
委員意見要旨	
議事結果	品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき非公開の会議とする。

件名	日程第2 報告事項3 都費教職員の任免等に関する内申について（休職）
担当課説明等	
委員質疑要旨	
事務局説明	
委員意見要旨	
議事結果	品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき非公開の会議とする。